

議案第148号

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例案

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表前項第1号アに掲げる業務の項中「6,400円」を「8,000円」に、「12,800円」を「16,000円」に、「3,200円」を「4,000円」に改め、同表前項第1号イ及びウに掲げる業務の項中「6,000円」を「7,500円」に、「3,000円」を「3,750円」に改め、同表前項第2号及び第3号に掲げる業務の項中「3,700円」を「4,250円」に改め、同表前項第4号に掲げる業務の項中「2,800円」を「3,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に支給すべき事由が生じたこの条例による改正前の教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例による手当については、なお従前の例による。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

教員特殊業務手当の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例 (抄)

(教員特殊業務手当)

第3条 省 略

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

業 務	区 分	手 当 の 額
前項第1号アに掲げる業務	省 略	<u>6,400円</u> (被害が特に甚大な非常災害の際に <u>8,000円</u> 当該業務が行われた場合 (人事委員会規則で定める場合に限る。) にあつては、 <u>12,800円</u> <u>16,000円</u>)
	省 略	<u>3,200円</u> (被害が特に甚大な非常災害の際に <u>4,000円</u> 当該業務が行われた場合 (人事委員会規則で定める場合に限る。) にあつては、 <u>6,400円</u> <u>8,000円</u>)
前項第1号イ及びウに掲げる業務	省 略	<u>6,000円</u> <u>7,500円</u>
	省 略	<u>3,000円</u> <u>3,750円</u>
前項第2号及び第3号に掲げる業務	省 略	<u>3,700円</u> <u>4,250円</u>
前項第4号に掲げる業務	省 略	省 略
	省 略	<u>2,800円</u> <u>3,000円</u>
省 略	省 略	省 略